第2節

消防の広域化の推進

1. 消防の広域化とは

市町村は、その地域における消防の責務を果たし ているが、特に小規模な市町村では、複雑化・多様 化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入 及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等の課 題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防 本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図 ることを目指すものである。

消防組織法では、消防の広域化とは、「二以上の 市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)

を共同して処理することとすること又は市町村が 他の市町村に消防事務を委託することをいう。」(同 法第31条)と定義され、消防の広域化は「消防の 体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わな ければならない。」(同条)とされている。

📄 2. 消防の広域化のメリット

消防の広域化のメリットとして、一般的に以下の 3点が挙げられる (第2-2-1 図)。

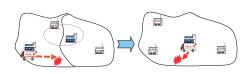
第 2-2-1 図 消防の広域化のメリット

(1)初動体制の充実等による住民サービスの向上

消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数 が充実し、初動体制・増援体制の強化が図られる。



・管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮



(2)人員配置の効率化及び現場体制の充実

本部要員を警防部門へ配置



・予防業務・救急業務の高度化・専門化







救急救命士の育成

(3)消防体制の基盤強化

・広域化により財政規模が拡大するため、高度な車両や消防施設の計画的な整備が図られる。



必要最低限の車両の整備





高機能な設備を一元的に整備可能

(1)初動体制の充実等による住民サービスの向上

広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防 本部全体が保有する車両等が増えることから、初動 時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統 一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能に なる。

(2) 人員配置の効率化及び現場体制の充実

総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を 消火や救急部門に再配置することにより、不足して いる現場体制の強化が可能になる。また、予防部門 や救急部門の担当職員の専任化を進めることによ り、質の高い消防サービスの提供が可能になる。

(3)消防体制の基盤強化

財政規模の拡大による効率化により、小規模な消 防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助 工作車及び消防指令センター等の計画的な整備が 可能になる。また、職員数が増加することから、人 事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各 種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多 くのメリットが期待できる。

🔵 3.これまでの取組

(1) 平成6年からの取組

消防庁では、平成6年(1994年)に消防庁長官通 知を発出し、都道府県に消防広域化基本計画の策定 を要請して、消防の広域化を推進してきたが、市町 村合併以外の要因による広域化は十分進んだとは 言いがたい状況にあった。

平成 18 年には、消防審議会(消防庁長官の諮問 機関)から、全国的・広域的な見地から消防庁が消

防体制のあり方の方向性を示すとともに、都道府県 の広域的な役割をより明確にすることが必要であ ることなどを内容とする答申がなされた。

(2)消防組織法の改正(平成18年)

消防審議会の答申などを踏まえ、平成 18 年に消 防組織法の改正が行われ、「1]消防の広域化の理 念及び定義、[2] 広域化後の消防の円滑な運営を 確保するための基本的な指針、「3]推進計画及び 都道府県知事の関与等、[4] 広域消防運営計画、

[5]国の援助等が法律に規定された(**第2-2-2図**)。

第2-2-2図 消防組織法による消防の広域化の推進スキーム

市町村の消防の広域化の理念及び定義(第31条)

〇理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

〇定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消 防事務を委託すること。

消防庁長官の定める基本指針 (第32条)

- ○消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。
 - ・自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画 (第33条)

○都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければな

- ・広域化対象市町村の組合せ
- ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 〇推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 〇都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う

広域化対象市町村の定める「広域消防運営計画」(第34条)

- 〇広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - 消防本部の位置及び名称
 - ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 〇広域消防運営計画作成のために地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮(第35条)

- ○国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 〇広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。
 - ・施行期日:公布の日[平成18年6月14日]
 - ・広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

(3) 広域化基本指針の制定(平成18年)

消防庁では、改正後の消防組織法第32条第1項 に基づき、平成18年7月に「市町村の消防の広域 化に関する基本指針」(平成 18 年消防庁告示第 33 号。以下「広域化基本指針」という。)を定めた。こ の中で、広域化を推進する期間については、平成19

年度中には都道府県において推進計画*1を定め、推 進計画策定後5年度以内(平成24年度まで)を目 途に広域化を実現することとされた。

(4) 広域化基本指針の改正(平成25年)

東日本大震災での教訓や類例をみない大規模災

平成23年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、都道 *1 府県による推進計画の策定は努力義務化された。

害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに日本の総人口が減少していることを踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった消防の広域化の推進による小規模な消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となることから、平成25年4月1日に広域化基本指針を改正し、広域化を着実に推進することとした。主な改正項目は次のとおりである。

- ・広域化の推進期限を平成30年4月1日まで延長
- ・管轄人口 30 万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされていたが、当該規模目標には必ずしも捉われず、地域の事情を十分に考慮する必要があること
- ・自主的な消防の広域化を着実に推進するために、 消防広域化重点地域の枠組みを設け、国の施策や 都道府県における措置を、他の消防の広域化の対 象となる市町村よりも先行して集中的に実施す ること

なお、従前は、指定都市の消防長が消防司監の階級*2を用いることができることとしていたが、広域化により指定都市と同等以上の規模を有する消防本部が新設されることから、平成25年4月1日に消防吏員の階級の基準(昭和37年消防庁告示第6号)を改正し、管轄人口70万以上の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)の消防長についても消防司監の階級を用いることができることとした。

(5)連携・協力基本指針の制定(平成29年)

平成 29 年には、消防審議会から、人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制のあり方等について「消防の広域化及び消防の連携・協力に関する答申」が示され、消防の広域化は消防力の確保・充実のための方策として極めて有効な手段であり、今後とも、消防体制の整備・確立の手段として、最も有効なものとして推進していくことが重要であるとされたほか、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であると提言された。連携・協力の具体例としては、指令の共

同運用、消防用車両の共同整備、境界付近における 消防署所の共同設置、高度・専門的な違反処理や特 殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連 携・協力、専門的な人材育成の推進、応援計画の見 直し等による消防力の強化が挙げられている。

これを受けて、消防庁では、「消防の連携・協力の推進について」(平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知)を発出し、その中で「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」(以下「連携・協力基本指針」という。)を示した。また、全国の都道府県及び市町村に対しては、引き続き、消防の広域化を推進するとともに、連携・協力基本指針を踏まえ、地域の実情に応じて、消防の連携・協力を推進するよう依頼した。なお、推進期限については、令和5年4月1日までとした。

(6) 広域化基本指針の改正(平成30年)

消防庁では、平成29年の消防審議会の答申等も 踏まえ、平成30年4月1日に広域化基本指針を改 正した。主な改正項目は次のとおりである。

- ・広域化の推進期限を令和6年4月1日まで延長 (連携・協力基本指針も併せて改正し、その推進 期限も同日に延長。)
- ・広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成18年以降の取組を振り返った上で、今 一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要があること
- ・その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防 本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生 かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道 府県内の消防体制のあり方を再度議論していく 必要があること
- ・都道府県が推進する必要があると認める自主的 な消防の連携・協力の対象となる市町村について も、推進計画に定めることとしたこと

なお、令和6年前後は、消防指令センターの更新 時期がピークに差し掛かるため、これを契機とした 広域化を後押しすることも見据えて推進期限を設 定した。

また、連携・協力のうち、指令の共同運用については、[1] 現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」や、出動可能な隊が

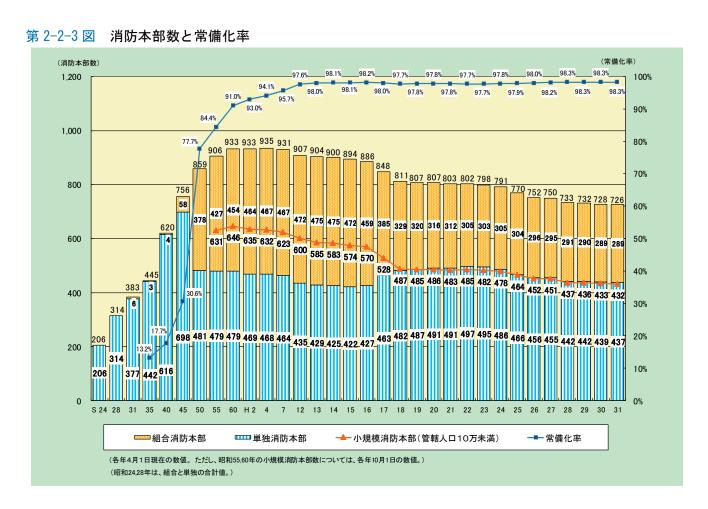
^{*2} 消防吏員の階級は、消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士である(市町村によっては、消防士を消防副士長と消防士に区分している。)。

なくなった場合に指令の共同運用をしている他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を向上させる効果が大きいこと、[2] その運用に際して人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の広域化につながる効果が特に大きいことから、広域化の推進と併せて、積極的に検討することとしている。

(7) これまでの取組の成果

全国の消防本部数は、平成6年(1994年)4月1 日現在で931本部であったが、消防の広域化の推進 や市町村合併の進展とともに減少し、平成18年4 月1日現在で811本部となった。 平成 18 年の消防組織法の改正以降では、これまでに 54 地域で広域化が実現し、管轄人口 10 万未満の小規模な消防本部は、487 本部から 55 本部減少して 432 本部(全体の約 6 割)となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40 町村のうち 11 町村が解消された(附属資料V)。

また、連携・協力の具体例として挙げられる指令の共同運用については、47 地域(192 本部、12 非常備町村)で行われている。平成 31 年 4 月 1 日現在、消防本部数は 726 本部 (第 2-2-3 図)、非常備町村は 29 町村である。29 の非常備町村は 7 都県に存在するが、地理的な要因から非常備である地域が多く、1 都 3 県の 21 町村(非常備町村全体の 72.4%)は島しょ地域である(附属資料VI)。



4. 関係機関の取組

(1)消防庁の取組

ア 検討に対する支援

消防庁では、広域化基本指針の策定とあわせ、都 道府県及び市町村における広域化の取組を支援す るために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推 進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業の実施、消防広域化推進アドバイザー*3の派遣などの支援を行っている。

^{*3} 消防広域化推進アドバイザー:既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣し、支援活動を行う。

財政措置 1

消防の広域化及び連携・協力に伴って必要になる 経費に対して、その運営に支障の生じることがない よう、必要な財政措置を講じている。

広域化については、広域消防運営計画等に基づき 必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要 と位置付けられた消防署所等の新築、同計画等に基 づき実施する消防指令センター (指令装置等) の整 備、並びに同計画等に基づく消防本部の統合による

効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整 備について緊急防災・減災事業債(充当率 100%、 交付税算入率70%)の対象としている。

連携・協力については、連携・協力実施計画に基 づき必要となる消防指令センターの整備について 緊急防災・減災事業債の対象とし、同計画に基づき 必要となる消防用車両等の整備について防災対策 事業債(充当率 90%、交付税算入率 50%)の対象 としている (第2-2-4図)。

④その他広域化整備に要する経費

消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置(令和元(2019)年度)

市町村分(広域化)

1 消防広域化準備経費 [特別交付稅]

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費に ついて特別交付税措置を講じる

2 消防広域化臨時経費 [特別交付稅]

消防の広域化に伴い<mark>臨時的に必要</mark>となる次の経費について特別**交付税措置**を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- 3 消防署所等の整備 [(1)・(2) 緊急防災・減災事業債]
- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築(一体的に整備される自主防災組織等の ための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。) **
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※
- (3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債:充当率**90**% (通常75%)]
- 4 高機能消防指令センターの整備 [緊急防災・減災事業債]
- 広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センタ (指令装置等) ※

緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

5 消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

6 国庫補助金の優先配分 [施設整備費補助金、緊援隊補助金] 消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び

※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

対象事業

○ 財政措置

事業年度

緊急防災・減災事業債

地域の防災力を強化するための施設

の整備、災害に強いまちづくりのため の事業などの地方単独事業等を対象

地方債充当率 100%

交付税算入率 70%

平成29年度から令和2年度

市町村分(連携・協力)

- 1 <u>高機能消防指令センターの整備</u>[緊急防災・減災事業債] 連携・協力実施計画に基づき、必要となる<mark>高機能消防指令セ</mark>ン
- [防災対策事業債:充当率90%/算入率50%] 2 消防車両等の整備 連携・協力実施計画に基
- 3 国庫補助金の優先配分 【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

都道府県分(広域化)

1 消防広域化推進経費 [普通交付税]

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその<mark>役割を果たすための事業</mark>等を実施する体制の整備に必要な経 費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費 [特別交付税]

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

(2) 都道府県の取組

ア 推進計画の概要

消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上 で推進計画の策定を行うよう努めることとされて いる。

推進計画には、広域化対象市町村の組合せや、連 携・協力の対象となる市町村を定めることになる。

イ 都道府県の支援策

広域化を推進していく観点から、[1] 広域化の 気運醸成や効果についての勉強会等の開催、[2] 広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織 への職員の派遣、[3]都道府県独自の広域化推進 のための財政支援措置等を実施している都道府県 が存在する。

財政支援措置としては、業務の統一に必要となる システム変更事業を対象とした補助制度や、緊急防 災・減災事業債を活用する高機能消防指令センター 整備事業を対象として、元利償還金に対する交付税 措置額を除いた事業費について補助する制度など がある。

(3) 市町村の取組

都道府県の推進計画に定められた広域化対象市

町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広 域消防運営計画を作成することとされている(消防 組織法第34条第1項)。

広域化に向けた検討を行っている市町村は、市町村長部局、消防本部、構成議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、[1] 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、[2] 消防本部の位置及び名称、[3] 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項、[4] 構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。